

## 博物館の登録に関する規則の改正について

このことについて、別紙のとおり改正することとする。

(提案理由)

博物館の登録に関する規則の一部改正については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成 20 年熊本県教育委員会規則第 5 号)

(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) (略)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(25) (略)

2 (略)

## 規則案の概要

- 1 規則の名称  
博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則
- 2 制定の必要性  
博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。
- 3 内容
  - (1) 博物館法の一部改正に伴う条ずれを改める。（第1条、第2条、第7条、別記第1号様式、別記第3号様式、別記4号様式関係）
  - (2) この規則の施行に関し必要な事項を別に定める規定を設ける。（第8条関係）
  - (3) その他所要の規定の整理を行う。
  - (4) この規則は、令和5年4月1日から施行する。
  - (5) 所要の経過措置を設ける。（附則第2項、附則第3項関係）

熊本県教育委員会規則第 号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和27年熊本県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「法」という。）第16条」を「。以下「法」という。）第22条」に改める。

第2条中「第10条」を「第11条」に改める。

第3条中「要件」を削る。

第4条中「委員会は、登録を許可したときは、遅滞なく」を「登録は、」に、「登載しなければならない。」を「法第14条第1項に掲げる事項を記載してするものとする。」に改める。

第5条中「変更があったときは、直ちに」を「変更するときは、あらかじめ、」に改め、同条ただし書を削る。

第6条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第7条の見出し中「公示」を「公表」に改め、同条中「公示」を「インターネットの利用その他の方法により公表」に改め、同条第1号中「第10条」を「第11条」に改め、同条第2号中「第13条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条第3号中「第14条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第4号中「第15条第2項」を「第20条第2項」に、「まっ消」を「抹消」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別記第1号様式を次のように改める。



別記第1号様式(第2条関係)

博 物 館 登 録 申 請 書 年 月 日 熊本県教育委員会 様 設置者名	
事 項	記 載 欄
設 置 者 の 名 称	
設 置 者 の 住 所	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	
博物館法第12条の規定により下記書類を添付し、博物館の登録を申請します。 記 1 館則(目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたもの。)の写し 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類	

別記第2号様式を次のように改める。



別記第2号様式(第4条関係)

博物館登録原簿

事 項	登 録	登 録 変 更	登 録 変 更
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	第 号		
設置者の名称 及び住所			
博物館の名称			
博物館の所在地			
備 考			

別記第3号様式中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改める。

別記第4号様式中「第15条第1項」を「第20条第1項」に改め、「(私立博物館の場合)」を削る。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)前にされたこの規則による改正前の博物館の登録に関する規則(次項において「旧規則」という。)第2条の登録の申請であつて、この規則の施行の際、まだその登録をするかどうかの処分がされていないものについての登録の処分については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に旧規則第4条の登録を受けている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の登録を受ける博物館は、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、この規則による改正後の博物館の登録に関する規則第4条の登録を受けたものとみなす。当該博物館の設置者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録をするかどうかの処分がある日までの間も、同様とする。

博物館の登録に関する規則(昭和27年熊本県教育委員会規則第7号)新旧対照表

旧	新
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、博物館法(昭和26年法律第285号以下「法」という。)第16条に基き、博物館の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(登録)</p> <p>第2条 法第10条の規定により登録を受けようとするときは、別記第1号様式による登録申請書を熊本県教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>第3条 委員会は、登録要件の審査に当り、<u>実地調査及び学識経験者の意見を徴する等、審査の適正を期さなければならない。</u></p> <p>第4条 委員会は、<u>登録を許可したときは、遅滞なく別記第2号様式の登録原簿に登載しなければならない。</u></p> <p>(登録事項の変更)</p> <p>第5条 博物館の設置者は、登録申請書の記載事項について<u>変更があったときは、直ちに別記第3号様式により委員会に届け出なければならない。但し、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年9月末日及び3月末日までに届け出るものとする。</u></p> <p>(廃止)</p> <p>第6条 博物館を廃止したときは、その設置者は、<u>すみやかに別記第4号様式により委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(公示)</p> <p>第7条 委員会は、次に掲げる場合において、その都度必要事項を<u>公示</u>しなければならない。</p> <p>(1) 法第10条の規定により登録したとき。</p> <p>(2) 法第13条第2項の規定により登録を変更したとき。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第22条に基き、博物館の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(登録)</p> <p>第2条 法第11条の規定により登録を受けようとするときは、別記第1号様式による登録申請書を熊本県教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>第3条 委員会は、登録__の審査に当り、<u>実地調査及び学識経験者の意見を徴する等、審査の適正を期さなければならない。</u></p> <p>第4条 <u>登録は、別記第2号様式の登録原簿に法第14条第1項に掲げる事項を記載してするものとする。</u></p> <p>(登録事項の変更)</p> <p>第5条 博物館の設置者は、登録申請書の記載事項について<u>変更するときは、あらかじめ、別記第3号様式により委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(廃止)</p> <p>第6条 博物館を廃止したときは、その設置者は、<u>速やかに別記第4号様式により委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(公表)</p> <p>第7条 委員会は、次に掲げる場合において、その都度必要事項を<u>インターネットの利用その他の方法により公表</u>しなければならない。</p> <p>(1) 法第11条の規定により登録したとき。</p> <p>(2) 法第15条第2項の規定により登録を変更したとき。</p>



<p>(3) <u>法第14条第1項</u>により登録を取り消したとき。</p> <p>(4) <u>法第15条第2項</u>により登録を<u>まっ消</u>したとき。</p> <p>(新設)</p>	<p>(3) <u>法第19条第1項</u>により登録を取り消したとき。</p> <p>(4) <u>法第20条第2項</u>により登録を<u>抹消</u>したとき。</p> <p><u>(雑則)</u></p> <p><u>第8条</u> この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、<u>教育長が別に定める。</u></p>
--	---

(旧)

別記第1号様式(第2条関係)

博 物 館 登 録 申 請 書	
年 月 日	
熊本県教育委員会 様	
市町村長名 (法人又は宗教法人の代表者の氏名)	
事 項	記 載 欄
設 置 者 の 名 称	
設 置 者 の 住 所 ( <u>私立博物館の場合</u> )	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	
博物館法第11条の規定により下記書類を添付し、博物館の登録を申請します。	
記	
1 <u>設置条例の写し(私立博物館にあっては当該法人の定款の写し又は宗教法人の規則の写し)</u>	
2 <u>館則の写し</u>	
3 <u>直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面並びにその図面</u>	
4 <u>当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積り(私立博物館にあっては収支の見積り)に関する書類</u>	
5 <u>博物館資料の目録並びに館長の氏名及び種別ごとの学芸員の氏名を記載した書面</u>	

(新)

別記第1号様式(第2条関係)

博 物 館 登 録 申 請 書	
年 月 日	
熊本県教育委員会 様	
設置者名	
事 項	記 載 欄
設 置 者 の 名 称	
設 置 者 の 住 所	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	
博物館法第12条の規定により下記書類を添付し、博物館の登録を申請します。	
記	
1 館則(目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたもの。)	
の写し	
2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類	

(旧)

別記第2号様式(第4条関係)

博物館登録原簿

事項	登録	登録変更	登録変更
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	第 号		
設置者の名称 及び住所			
_____名称			
_____所在地			
備考			

(注) 公立の博物館の場合には設置者の名称のみ記入し、私立博物館(一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人)の場合には設置者の名称及び住所を共に記入のこと。

(新)

別記第2号様式(第4条関係)

博物館登録原簿

事項	登録	登録変更	登録変更
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	第 号		
設置者の名称 及び住所			
<u>博物館</u> の名称			
<u>博物館</u> の所在地			
備考			

(旧)

別記第3号様式(第5条関係)

博物館登録申請書変更届			
			年 月 日
熊本県教育委員会 様			
設置者名			
博物館法第13条第1項の規定により次のとおり届け出ます。			
変更事項の 種 別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

(新)

別記第3号様式(第5条関係)

博物館登録申請書変更届			
			年 月 日
熊本県教育委員会 様			
設置者名			
博物館法第15条第1項の規定により次のとおり届け出ます。			
変更事項の 種 別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

(旧)

別記第4号様式(第6条関係)

博 物 館 廃 止 届	
年 月 日	
熊本県教育委員会 様	
設置者名	
博物館法第15条第1項の規定により次のとおり届け出ます。	
事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所 ( <u>私立博物館の場合</u> )	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録記号番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	



(新)

別記第4号様式(第6条関係)

博 物 館 廃 止 届	
年 月 日	
熊本県教育委員会 様	
設置者名	
博物館法第20条第1項の規定により次のとおり届け出ます。	
事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録記号番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	